

論文審査の要旨

| | | | |
|---|----------------|----|-------|
| 博士の専攻分野の名称 | 博 士 (学 術) | 氏名 | 小阪 真也 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第①・2項該当 | | |
| 論 文 題 目 国家体制変動期における損害回復と制度構築の相互依存性：法の支配の視点から | | | |
| 論文審査担当者 主 査 中園 和仁(広島大学大学院国際協力研究科・教授) 印 審査委員 川野 徳幸(広島大学大学院国際協力研究科・教授) 審査委員 山根 達郎(広島大学大学院国際協力研究科・准教授) 審査委員 篠田 英朗(東京外国語大学・教授) 審査委員 望月 康恵(関西学院大学・教授) | | | |
| 〔論文審査の要旨〕 本論文は、国家変動期における損害回復と制度構築の相互依存性について、法の支配の観点から検討を加え、先行研究においては別個の移行形態であると論じられてきた民主化と平和構築の移行期について、立憲主義国家の樹立という点で共通項があり、統一的に理解することができることを論じたものである。 本論文は、「移行期の正義」をめぐる先行研究が、権威主義体制から民主体制への移行と、紛争から平和への移行とを、別個のものとして分離して論じてきたことに注目する。本論文によれば、これによって見失われているのが、広義の法の支配としての自然法的な法規範の樹立と、狭義の法の支配としての法制度の確立という相互依存関係にある二つの目的が、それぞれの移行期に共通に貫かれていることである。そこで本論文は、シエラレオネとモロッコという異なる国家変動期を経験した事例を選びつつ、損害回復と制度構築の相互依存性を論証して、立憲主義的国家の樹立という点において統一的に移行期を理解していく視点が重要であることを論じた。こうした独自の論証を提供する本論文は、一次資料および二次資料を最大限に活用しつつ、現地の人々への聞き取り調査を行い、こうした理論的枠組みを検証したという特徴も持っていた。 公聴会・審査においては、予備審査の際にも議論となった法の支配の理解の方法、その民主主義との関係、事例の選定方法の適切性などに加えて、先行研究の位置づけ方法、本論文が全体論的アプローチと呼ぶ視点の限界、国際法と国内法の関係、重要概念の整理方法などについて、審査員から質問がなされたが、いずれに対しても適切な返答がなされた。修辞上の改善点の示唆なども提示されたが、いずれも短期間で修正することが可能なものであった。なお本論文の著者は査読付き論文を既に公表しており、博士号取得に必要な要件も満たしている。 以上、審査の結果、本論文の著者は博士(学術)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。 | | | |